

# 第27回復興推進委員会

## 議 事 録

## 第27回復興推進委員会

1. 日 時 平成30年11月9日（金）10：00～11：23
2. 場 所 中央合同庁舎4号館4階 共用第2特別会議室
3. 議 事

### （1）復興庁からの報告・説明

○東日本大震災からの復興の状況に関する報告（案）（国会報告）について

### （2）委員からの報告

①復興推進委員会現地調査について

②3県からの報告

### （3）意見交換

## 4. 議事録

次頁以降のとおり

## 5. 出席委員（敬称略）

- 伊藤 元重（委員長） 学習院大学国際社会科学部教授、東京大学名誉教授  
秋池 玲子（委員長代理） ポストンコンサルティンググループ シニア・パートナー  
& マネージング・ディレクター
- 岩渕 明 岩手大学学長  
内堀 雅雄 福島県知事  
菊池 信太郎 医師、「郡山市震災後子どものケアプロジェクト」リーダー  
白根 武史 トヨタ自動車東日本株式会社取締役社長  
白波瀬 佐和子 東京大学副学長、同大学院人文社会系研究科教授  
保 和衛（達増委員代理） 岩手県副知事  
田村 圭子 新潟大学危機管理本部危機管理室教授  
災害・復興科学研究所（兼務）教授  
中田 スウラ 福島大学理事・副学長  
中田 俊彦 東北大学大学院工学研究科教授  
松本 順 株式会社みちのりホールディングス代表取締役グループCEO  
佐野 好昭（村井委員代理） 宮城県副知事

○伊藤委員長

それでは、ただいまから第27回復興推進委員会を開催いたします。

委員各位におかれましては、お忙しい中、御参集いただきまして、誠にありがとうございます。

まず、委員会の開会に先立ちまして、渡辺復興大臣から御挨拶をいただきたいと思いません。

○渡辺復興大臣

先月2日、復興大臣に就任いたしました渡辺博道でございます。

委員の皆様方には、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

復興大臣を拝命した際に、安倍総理から、きめ細かな対応により被災地復興の更なる加速化に向け全力で取り組むこと、被災者の心身の健康の維持や産業・生業の再生の加速化に取り組むこと、「新しい東北」の創造に取り組むこと、東京電力福島第一原発事故の被災者の方々の心に寄り添うとともに、被災者の早期帰還の実現に取り組むことなどの指示を受けました。

東日本大震災の発災から間もなく7年8か月を迎える中、地震・津波被災地域の「総仕上げ」に向けて着実に取り組むとともに、福島の本格的な復興に向けた取組を一層加速化させなければなりません。

私は、これまで、経済産業副大臣、衆議院の総務委員長、厚生労働委員長、地方創生特別委員長などの役職に取り組んで、日本が抱える様々な課題の解決のために取り組んでまいりました。総理からの御指示や内閣の基本方針を踏まえ、また、私のこれまでの経験を生かしながら、現場主義を徹底し、被災者に寄り添い、司令塔の役割を果たしつつ、被災地の復興に全力を尽くしてまいります。

本日は、「東日本大震災からの復興の状況に関する報告」を議題の一つとしていますが、これは国会に報告する重要なものであり、委員の皆様より様々な視点から忌憚のない御意見をいただきたく、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

○伊藤委員長

どうもありがとうございました。

本日は、大山委員、若菜委員が御欠席でございます。

なお、岩手県からは保副知事、宮城県からは佐野副知事にお越しいただいております。

本日御出席いただいております政府側の副大臣以下の出席者を御紹介させていただきます。

橋復興副大臣。

浜田復興副大臣。

塚田復興副大臣。

白須賀復興大臣政務官。

それでは、議事に入りたいと思います。

本日は、初めに復興庁から、毎年取りまとめている「東日本大震災からの復興の状況に関する報告」、いわゆる「国会報告」につきまして御説明いただきます。その後、委員からの御報告として、初めに、今年9月・10月に実施しました復興推進委員会現地調査の御報告をいただきます。その後、各県の復興の取組につきまして、本日御出席の内堀知事、保副知事、佐野副知事からそれぞれ御報告いただきたいと思います。

初めに、「国会報告」につきまして、復興庁から説明をお願いします。

#### ○末宗統括官

資料1に沿ってこの1年間の動向を中心に簡潔に御説明申し上げます。

まず、資料1の1ページ目でございます。

「I 復興の現状」とありますが、地震・津波被災地域においては、生活に密着したインフラの復旧はほぼ終了、産業・生業の再生も着実に進展。復興は「総仕上げ」のステージに進んでいる。2つ目の○ですが、福島の原子力災害被災地域においては、平成29年4月までに、帰還困難区域を除き、ほとんどの地域の避難指示が解除。福島の復興・再生に向けた動きが本格的に始まっているとございます。

その下の「1 避難者の状況」ですが、避難者数は約5万6000人に減少。

「2 地域づくり」ですが、住まいの再建は着実に進展。高台移転と災害公営住宅、今年の6月末時点で94%となっておりますが、今年度内には約99%とおおむね完了の見込みとなっております。

「3 産業・雇用」、1つ目の○で、被災3県の企業活動は、おおむね震災前の水準に回復をしている。3つ目の○ですが、雇用者数も震災前の水準まで回復しているが、沿岸部の一部、具体的には福島県の相馬郡・双葉郡では、まだ震災前の水準まで回復していない地域もある。

「4 原子力災害からの復興」でございますが、昨年4月1日に富岡町の解除によりまして、大熊町・双葉町を除いた9市町村において、帰還困難区域を除いた地域の避難指示が解除されて、現在、帰還実現に向けて、生活環境の整備、産業・生業の再生を進めているところでございます。また、平成30年3月までに面的除染が完了いたしております。

2枚目をおめくりください。

こちらは、「II 復興の取組」でございます。

左側の「1 被災地共通の主要課題への対応」、1つ目の○、被災者支援につきましては、被災者の心身のケア、コミュニティ形成の支援、生きがいつくり等に取り組んでおります。2つ目の○、住まいとまちの復興につきましても、被災者が安心して暮らせる生活

環境の整備を行っています。3つ目の○、産業・生業の再生、3行目でございますが、東日本大震災事業者再生支援機構の支援決定期限を平成32年度末までに延長しました。また、観光、インバウンドについては、外国人宿泊者数が震災前の2倍になっておりまして、インバウンドを呼び込むための地域の取組の支援を推進しております。その次、「新しい東北」の創造に向けて、官民連携等を推進しております。

右側は、「2 原子力災害からの復興・再生」であります。1つ目の○、廃炉・汚染水対策は、国が前面に立って、ロードマップを踏まえ、安全かつ着実に進めていく。中間貯蔵施設については、用地取得、施設整備、除去土壌等の輸送を進めております。2つ目の○、避難指示が解除された地域、先ほど申し上げましたように、生活環境の整備に取り組んでおります。次の帰還困難区域につきましては、アンダーラインを引いているところ、特定復興再生拠点区域について、平成30年5月までに、6町村の計画を認定いたしました。一番最後の葛尾村につきましても、今月20日に除染工事に着手することを先ほど環境大臣が発表いたしまして、全ての地域で、除染、インフラ整備を進めている状況にあります。次の福島イノベーション・コースト構想につきましては、アンダーラインでございますが、平成30年7月に、南相馬市で「福島ロボットテストフィールド」が一部開所、浪江町では、世界最大級の再生可能エネルギー由来の水素製造工場「福島水素エネルギー研究フィールド」の建設が開始されたところがございます。次の「福島相双復興官民合同チーム」による個別訪問、「風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略」に沿った情報発信等を進めてございます。

「3 復興の姿と震災の記憶・教訓」でございますが、「復興五輪」と位置づけられた2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会、ラグビーワールドカップ2019の開催を通じて、復興の姿を世界へ発信するためということで、今回、被災地での競技開催、被災地産の食材の提供、聖火リレー等の実施について、いろいろなことが決まっておりますので、そういった内容を充実させて記載したところがございます。

簡単ですが、以上でございます。

○伊藤委員長

どうもありがとうございました。

続きまして、先日実施しました被災3県の現地調査につきまして、委員から御報告をお願いしたいと思います。

初めに、岩手県の部につきまして、中田スウラ委員から御報告をお願いします。

○中田スウラ委員

それでは、よろしく願いいたします。

資料2を御覧いただければと思います。

現地調査報告でございますが、岩手県は、9月19日・20日と調査に行っていました。

回った地区は、2の「(4)行程」のところにございますように、盛岡市、宮古市、山田町、大槌町、釜石市、大船渡市、陸前高田市ということをございます。

それぞれの詳細な報告は、4ページ以降、示されておりますが、時間もございませんで、概要だけかいつまんで御紹介したいと思います。

こころのケアセンターを岩手の盛岡で視察させていただきましたが、震災後7年半余りはたっているのだけれども、新しいインフラとかの生活環境は整いつつも、心の問題はなかなか解決されず、また、復興住宅等が完備しながら、そこに転居することによって新たに孤立化が進むことで発生するような心の問題も見えてきています。

子どもさんたちに関して言えば、なかなか自ら発言することができなかつたことが、この間、月日が経過する中でのことではあるとは思いますが、7年半余りたってくる中で、少しずつそういう被災の経験等を表現できるようになってきているというお話もあり、引き続きこうした課題に対応する施策が必要であるというお話を伺ってまいりました。これは、岩手だけではなくて、被災3県等々にも共通する中身になるのかなとも推測をいたしました。

各地区で共通して言えることは、産業復興、地域の復興のために、各地区でコミュニティセンターと言われるような、コミュニティの再生に寄与する住民の交流の場を設けながら、そこでいろいろな情報交換をして地域の課題を共有していくという試みが共通して見えると思います。工夫がよくなされていて、行政的な支所や文化的な施設も複合施設として設定されています。通学途中の高校生などや、子どもさんのいるお母さんたちも集まれるような場所も含めて施設の中に設定されており、よく工夫されていました。そういう復興、地域コミュニティの再生にかかわるさまざまな交流を支える試行が行われていたことをいくつも確認させていただいております。

最初の御報告にもありましたけれども、産業に関して言うと、水産業に関してはなかなかIT化というところも進むことが難しく課題が多いというお話もお伺いしました。新しい小売にかかわってITの力を使ってという工夫も始まってはいるようですので、そういうことが全体的に共有できるような支援が今後必要とされると思っております。

そうは言いつつも、着実な生活環境の復興も実感することができました。陸前高田市では、ほぼ土地の区画整理は済んでいて、これから新しい住宅を建てて、少しずつコミュニティを活性化させていくことが見えておりました。中でも印象的だったのは、行政を担当する皆さんも被災をした住民の一人であることが住民間でも共有されており、それを基盤として、地域課題について行政と住民が連携し対応することができ、思いを同じくして地域の活性化に努力することができるということも教えていただきまして、それはコミュニティの再生には必要なことかと思えます。

ラグビーのワールドカップに向けての新しいグラウンド整備も最先端の科学技術が持ち込まれていて、そういうことも、若い人たちに向けては、被災はしたけれども、世界に発信できる新しい環境整備や地域復興が進んでいることを実感させるものとなり、新しいエ

エネルギーを地域に与えていることも教えていただきました。今後も、行政、民間、住民が連携して進めていく必要があると考えております。

以上でございます。

○伊藤委員長

どうもありがとうございました。

続きまして、宮城県につきまして、中田委員から御報告をお願いします。

○中田俊彦委員

お手元の資料、19ページを御覧ください。

9月11日、比較的天候にも恵まれました。この地図を見ると、地元の方はよくこれを日帰りで行ったなと感心するぐらい遠距離でして、これも地震の前はまだ高規格道路がなかったのですが、地震によってさまざまな道路が少しずつ整備されて、移動もできるようになりました。でも、まだほんの一端であります。

今回は、主に南三陸町、ここは歌津と志津川が合併したところで、今回は南側の志津川を重点に回りました。それから、石巻市は、今回は拠点となる市内でしたが、こちらも合併をして、例えば、この地図の北上川の下流「398」というところまでも石巻市、女川町以外、牡鹿半島、金華山までも石巻市と大変広いです。

今回は、どちらかという復興が比較的進んでいて、建物、住宅が形になって見えているところに参りました。私の感想ですと、時間を軸にとると、大きな3つのパターンに整理できるかと思えます。1つは、2011年の冬の災害から必死になって立ちあがって、ここまで形が見えてきたところ。2つ目は、地震をきっかけとして、地震の前からの生活弱者、社会の困窮があらわになって、それが地震によって逆に救いの手が入って、今、一生懸命そちらのケアも入っているというところ。3つ目は、そういう地震前からを含めて、今後、地図が変わったまちの暮らしを、有史以来初めてどのように未来に向けて新しい世代が中心になってふるさどをつくっていくのかという、これは究極の課題だと思えます。

そういう点では、志津川という、南三陸町は比較的地震の前も漁村、恵まれた地域でありまして、それが壊滅の被害を受けて、必死になって立ち上がってきました。その南三陸町では、まず、役場を拝見しました。構造材は内装に地元の木、主に杉材をスライスした建材を使って、さらにその建材にFSCという持続可能な森林の認証を国際機関から受けて、初めてつくられた設備です。こちらの陰の立て役者として、地元林家、林業家が数軒残っていて、そこの若手の2世が、東京から来た新しいコンサルタントと一緒に、どうせ立ち直るなら持続可能な世界認証も取ろうということで初めてチャレンジして、それがうまく形になったところでは。

20ページの結の里は福祉施設でして、こちらも高台にできた高齢者主体の公営住宅の隣にケアセンターをつくっている。つまり、普通はケアセンターと住宅が離れているのです

が、ここはお互いに歩いて移動できるということが一つの知恵です。

21ページの南三陸さんさん商店街は、まず、仮設の商店街が立ち上がって、この委員会でも数年前に訪問したことを覚えています。これの本設ができました。ここにも地元の山から切り出した杉を利用し、地元の製材所で作られた3寸柱が立って、意外に地方というのはそういう建造物が少ないものですから、地元の人だけではなくて、観光、昼食の拠点として始終にぎわっている。ここは成功例だと思います。

22ページ、漁協です。志津川漁協は大変大きいわけですが、この中の戸倉、ここは港も住まいも全部なくなって、駅もさらわれたところです。そういう中で、漁協の役員が知恵を絞って、漁業権の再配分に当たっては次の跡取りがいるところに優先して割り当てた。

その2次的な効果としては、過密な養殖が結果としては少し健全な状態に戻って、そこで生まれたカキなどの生育が逆によく、結果として、全体の水揚げ、付加価値が高くなったという、これは想定外のプラスが出たという話です。ただ、ここに至るまでは組合員間で話し合いを重ね、悩みやいろいろなものがあって、これは地域の人が主体になって、ようやく解決できた一つの先例だと思います。

次に、バスで石巻市の町なかに行きました。石巻市は従来は漁村だったのですが、ここは北上川、昔は岩手から来た船舶の拠点でして、伊達藩が江戸にお米やいろいろなものを出荷した歴史あるところです。その後、製紙会社、缶詰工場等もできまして、結果としては、ここには1次産業よりは2次産業に従事する方が多いです。その辺の港町が全部壊滅したわけです。

わかったことは、ここに子育て・不登校支援のNPO法人、あるいは次の26ページには不登校支援のTEDICがあるのですが、こちらがケアしている対象は、地震後に貧困になったあるいは教育が十分ではないという者だけではなくて、地震の前から親御さんの事情、あるいは缶詰工場に勤めていても所得が十分ではない、親御さん自体が健全な状態ではないというお子さんもいました。今回、地震を契機に東京や外部から入ってきたNPOによって問題が露呈して、逆に地震によってケアを受けることができたという非常に厳しい物語がありました。

貧困というのは単にお金の問題だけではなくて、肥満になるとか、テレビゲームをやるとか、学校があっても行けないという、全国のいろいろな報道事例の一つの縮図が、今、ここでも進行しています。これに対しては、行政のケアはそれぞれあるのですが、省庁あるいは警察や司法の中にまたがってしまっていて、そこを横断的に統合してケアできる専門家、代表の門馬さんも戻ってきて、その横串を刺す新しいケアをして、まさに行政と地元の新しいプロが一緒になってこの問題に立ち向かっていくということを感じました。

最後に、30ページ、31ページの復興祈念公園です。私も、公園は大事だと少し一般的に感じていたのですが、自分の職場を考えますと、当時は、学生、教員全員が地震を経験していますが、その大学でも6年たつとマスターまでの学生がいなくなって、7年たつとドクターに進学した学生が一部当時のことを知っている。教員も、多分あと10年たてば一緒



に震災を経験した教員が私も含めてほとんどいなくなります。最近は教員の公募も全国型ですので、採用するときは半分以上、地域外の人が採用されてきます。ですから、体験していない人たちが主流の東北地区に、この地域の体験を新しい世代の人にどう移せるかということですね。

一番大事なのは、エビデンス、物理的な証拠づくり、それを情報として最後はナレッジ、人間の知恵に転化していくというプロセスです。今、地元もさまざまなNPOが入って、それらの活動のフェーズがちょうど変わるときでして、そこに国主導の公園の計画づくり、彼らも一緒になって話し合っています。陸前高田市も同じ公園の企画があるわけですが、多分石巻市のほうが一步早く進むだろうと思います。

とはいいいながら、新しい高台のまちで子どもが生まれて、そこで子どもが育っていくのですから、そこで新しく生まれた子どもたちがどれだけ過去の経験を自分のものとして理解して、誇らしく次の世代に語っていくのか。その材料を今の大人がどれだけ知恵を絞って残せるのかが試されていると思いました。

以上です。

#### ○伊藤委員長

どうもありがとうございました。

最後に、福島県につきまして、白波瀬委員からお願いします。

#### ○白波瀬委員

よろしくお願ひいたします。

報告資料は、33ページからになります。時間が限定されておりますので、課題を中心に、テーマとしては2つほどに絞ってお話しさせていただきたいと思います。

今、被災2県というところで3県目ですけれども、インフラのところでは改善が実感として伝わってきました。ただ、その一方で、正直、まだまだ先は長いと感じたところもございます。

現地調査に参りましたのは、相馬市、南相馬市、浪江町です。再生可能エネルギーに関連した事業ということで、相馬市のそうまIHIグリーンエネルギーセンターという施設に参りました。これから新しくどういうまちをつくっていくのかというところで、一つこの再生可能エネルギーあるいはそれをもとにした学術的あるいは雇用という観点からも、いろんな可能性があると感じました。

一方、再生可能エネルギーに関する考え方自体に相反する意見がありますので、何がよくて目指すべき方向性かについて一つにまとめるというのは、なかなか一筋縄にはいきません。福島の復興という同じ目的に向かいつつ、その手段や方向性が様々であることをどうとりまとめ、再生可能エネルギーをどう位置づけるかは、環境保全という観点からも考えるべきことは少なくないと感じたところです。

それでも、新たな学術機構の建設、産業招致ということを考えますと、再生可能エネルギーへの支援は非常に高い可能性を持っているであろうと感じました。そういう意味で、福島ロボットテストフィールドも、少し離れたところからではありましたが、これからのロボットが震災等にかかわる実験を含め、非常に重要なインフラになってくるのではないかと感じました。

2点目は、心のケアですね。さきほども復興の「総仕上げ」という言葉もあったのですが、なかなかその段階までには至っていません。特に住民一人ひとりの加齢ということになりますと、年齢が上がることによって共通する問題と、被災を受けたことに伴う特異な問題があります。後者については、あと10年したら自分は引退しようと思っていたものが突然なくなるという状況を体験された、子どもたちにとっても「普通の時間」が突然奪われ想定外の経験を強いられたこととなります。そういった経験をずっとこれから抱えながら、生活していくこととなります。

今回、心のケアセンターということで、相馬市のふくしま心のケアセンター・相馬方部センター（相馬広域こころのケアセンターなごみ）を訪問しましたが、そこでは本当にとても丁寧にお一人お一人に寄り添っていらしたことがわかりました。ただ、寄り添うことに伴うコストはかなり甚大でございます。このコストをどういう形で、できるだけ分散して皆で助け合っている仕組みを作るかは、いろいろな意味で持続可能なサービスを構築するために重要となります。心の問題というのは一人一人の問題であると同時に、ケアの仕組みを地域の仕組みとしてどう作っていくかについても考えていかなければなりませんので、いろんな意味での困難さや失敗といったことも情報共有することも必要だと改めて感じた次第です。

また、被災地から離れた者の心の問題にどう向かい合うかも重要で、被災しなかった者も含めて、心の問題を一緒に考えていけるような工夫ができるととてもいいと感じました。以上です。

#### ○伊藤委員長

どうもありがとうございました。

続きまして、3県で、まずは内堀福島県知事から、福島県の状況のお話をお願いします。

#### ○内堀委員

ありがとうございます。

それでは、私から福島県の復興の取組状況についてお話しいたします。

資料3-1、1ページをお開きください。

この1ページにありますのは、明るい話題、前に進んでいる話題を集めております。左上の①、避難指示区域ですが、震災直後は、避難指示区域は県全体の面積のうちの約12%、非常に広いエリアを占めておりました。その後、段階的に避難指示が解除され、現在は2.7%

に縮小しています。

次、その右側の②番、学校についてです。避難指示解除区域において、この春、5つの町村の小中学校が地元で再開することができました。

その次は3つ目、写真の③番ですが、ただいま委員の御報告にもあった福島ロボットテストフィールドです。今年の7月に施設が一部開所して、企業による実験等が実施されております。

左下に行きまして、写真の④、出荷前の放射性物質検査の徹底によって、農林水産物の安全・安心への取組がしっかりと行われております。

写真の⑤は、全国新酒鑑評会、新しいお酒のコンテストにおいて、福島県の日本酒が史上初めて金賞受賞数6年連続日本一という快挙を達成できました。

そして、右下の⑥ですが、福島復興のシンボルとなるJヴィレッジ、サッカーのナショナルトレーニングセンターが、この夏、再始動をしました。東京オリンピック・パラリンピックの野球・ソフトボール競技の開幕戦が、福島県で開催されることになりました。

一番下段ですが、明日まで福島県のいわき市で世界水族館会議が開催されております。復興が前に進んでいる姿を国内外に発信していきたいと考えております。

以上、明るいお話ですが、次、2ページをお開きいただきまして、福島県が今なお抱えている重い課題、影についてお話しいたします。

左上の①ですが、福島第一原発です。溶け落ちてしまった燃料デブリ、熔融燃料の取り出しなど、福島第一原発の廃炉には、30～40年という長い時間が必要であります。

写真の②ですが、いまだ4万人を超える県民が避難生活を続けておまして、帰還率も地域によって大きく差が生じている現状がございます。

写真の③ですが、除染に伴う除去土壌等の仮置場について、搬出をした後の原状回復が重要となっております。

左下に行って、写真④、避難地域における医療・福祉・介護の提供体制、あるいは人材の確保が極めて難しい状況がございます。

写真の⑤、ここでは牛を例にとっておりますが、米、桃等も含めまして、震災以降、全国平均との価格差が広がって、現在においても回復していないという実態がございます。

⑥は、教育旅行です。子どもたちの教育旅行は回復傾向にはありますが、震災前の6割台にとどまるという厳しい状況がございます。

現在、地震・津波・原発事故・風評被害という未曾有の複合災害が各方面に深刻な影響を及ぼしており、10年では解決できない課題が山積し、福島復興は残念ながら長い戦いとなります。

まずは、今の復興・創生期間内において、目の前にある問題の解決に全力で取り組む必要があります。そして、復興・創生期間後においても、切れ目なく安心感を持って復興に専念できる体制や十分な財源の確保が不可欠です。国において、責任を持って対応していただくようお願いいたします。

また、委員の皆さんにおかれましては、引き続きの御尽力をよろしくお願いいたします。  
私からは、以上です。

○伊藤委員長

どうもありがとうございました。  
続きまして、岩手県につきまして、保副知事から。

○保岩手県副知事

それでは、岩手県から御報告申し上げます。  
資料3-2を御参照ください。

9月の現地調査につきまして、中田スウラ委員からの確な御報告をいただきまして、ありがとうございました。

その中でもございましたが、被災者の皆様のこころのケアの問題は、非常に長い時間がかかると考えております。前回の第26回復興推進委員会で宮城県の村井知事からもお話がございましたが、岩手県におきましても、こころのケア等の取組に関するデータを資料に掲載してございますとおり、子どもたちがようやく今、自分の不調や様々なトラブルを表に出すことができるようになってきた状況であり、引き続きそれぞれの被災者に寄り添った支援を継続していくことが必要でございます。また、一部のハードの事業につきましては、技術的な困難性あるいは大震災後の台風等でさらに被害を受けた地域もございまして、長期化が予想される事業がございます。これらの実態に応じて、引き続き国からの御支援をお願いしたいと考えております。

次は、三陸防災復興プロジェクト2019について、御紹介いたします。

このイベントは、東日本大震災津波の風化を防ぎ、国内外の防災力の強化に貢献するため、岩手県の沿岸部13市町村全てを会場として、総合的な防災復興行事を開催するものでございます。来年6月から8月までの68日間、シンポジウム、音楽イベント、食の祭典、観光PRといった、様々なジャンルでの取組を行い、地域の盛り上げ、全国的な関心の惹起を図っていきたいと考えております。

最後に、復興フォーラムの開催についてでございます。岩手県では発災後から毎年県外におきまして、復興の取組の報告あるいは支援への感謝を趣旨といたしまして、このようなフォーラムを開催しております。今年、埼玉県におきまして、17日に開催いたします。これまで20回ほど開催しておりますけれども、こういう形で復興について情報発信していくという取組は今後も続けていきたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○伊藤委員長

どうもありがとうございました。

最後に、佐野宮城県副知事、お願いいたします。

#### ○佐野宮城県副知事

宮城県副知事の佐野でございます。大変お世話になっております。

前回、6月8日の本委員会で、村井知事から復興・創生期間後も国の支援が必要な取組等について、報告させていただきました。本日、私からは、その追加・補足等をさせていただきます。

お手元の資料3-3の1ページを御覧願います。まず、福島第一原発事故の影響に伴う食の安全・安心の確保に向けた取組でございます。我が県の農林水産物等を国内外の消費者に安心して食べていただくためには、事故対応が終息するまでの間、国の支援のもとで、放射性物質の検査や汚染対策、これに係る情報発信等を継続して実施していかなければならないと考えております。

2ページを御覧願います。我が県では、国の御支援のもと、漁業再開の支障となる震災ガレキの撤去に取り組んでまいりました。おかげさまで、沿岸周辺のカレキは専門業者による回収が進み、2020年度までに完了する見通しとなっております。しかしながら、ガレキのある場所がわかりにくい沖合では、現在でも漁の最中にガレキが網に入り、網や漁獲物が損傷する等の事態が再三生じており、操業に支障を来しております。漁場の生産力回復という観点から、引き続き、操業中に回収されたガレキの処分等について、国の支援をお願いしたいと考えております。

続いて、3ページを御覧願います。広域かつ甚大な津波被害を受けた海岸防災林につきましては、現在、国と県で復旧を進めており、2020年度には植栽が完了する見込みでございます。しかし、防災林の復旧には、植栽した苗木が十分な高さに生育するまで、広大な範囲の雑草の刈り払いを続けなければなりません。この点についても、国の支援をお願いしたいと考えております。

続いて、4ページを御覧願います。先ほど、中田スウラ委員、白波瀬委員、岩手県からも報告がありましたが、我が県におきましても、被災者の心のケアにつきましては、依然として被災市町や保健所だけでは対応し切れない数の相談が寄せられている現状にあります。この要因としては、生活再建の問題が一段落し、ようやく被災時から抱えていた悩みを話し始めたという新規の相談者が一定数おられることに加え、支援期間が長期にわたるケースが増加しているためと認識しております。

5ページには、こうした中長期の支援が必要なケースに対して、心のケアセンターが行っている支援事例の一部を紹介しております。事例1は、震災で奥様を亡くされた影響からアルコール依存症となった働き盛りの男性に対し、専門病院と連携して入院治療につなげ、退院後もひきこもりを防ぐ支援を継続している事例でございます。事例2は、相談者本人だけでなく、同居されている高齢の御両親に対する支援も必要なケースであり、地域

包括支援センター等と連携しながら、経済面も含めた家族全体の支援策の検討を続けております。事例3は、震災でお母さんを亡くされ、お父さんの実家に転居した影響等から不登校となってしまった小学生の女の子に対し、学校関係者と連携し、定期的な面接を行うなどの支援を行っている事例でございます。このように、被災者の心のケアは、関係機関との連携のもと、相談者一人一人の課題に対応した息の長い取組が求められており、復興・創生期間後も心のケアセンターの継続等を含めた適切なケア体制づくりに対する国の支援が是非とも必要と考えております。

私からは、以上でございます。

#### ○伊藤委員長

どうもありがとうございました。

それでは、これまでの復興庁、委員の皆様、3県からそれぞれ御報告をいただいたわけですが、ここから先は委員の皆様方から御自由に御意見をいただきたいと思っておりますので、御発言をお願いしたいと思います。

田村委員、お願いします。

#### ○田村委員

田村でございます。

いろいろと御報告をいただいて、被災地の状況がより明確にわかってまいりました。

今、いろいろなお話をお聴きしてございまして思いましたのは、生活再建には、今のお話は、マクロ側から、つまり行政側の施策としての観点が多かったと思うのですが、ミクロ側、つまり被災者の側からの視点の評価の視点が必要です。「被災者（個人）の生活再建7課題」というものが明らかになってございまして、1番は心と身体、2番が暮らし向き、家計ですね、3番目が住まい、4番目が人と人とのつながり、5番目がまち、6番目が次の災害への備え、7番目が行政とのかかわり。こういう7課題が満足・納得度を得るに従って人々の復興度が上がると調査結果が、阪神・淡路大震災、新潟県中越・中越沖地震、東日本大震災も含めて出ておりますので、それはバランスよく取り組む必要があります。

ただ、今のお話にありましたこの7課題については、「もうマクロ、つまり行政対応で復興施策として実施済み」ということだと思っております。マクロ施策の恩恵をうまく活用できた皆さんは、既に7課題にかかる満足・納得度が高く、復興感が高まっていると思うのですが、被災者の中には、マクロ施策の恩恵をうまく活用できていない方々もおられます。被災者一人一人が直面している課題は個人の置かれた環境によってばらつきがあるので、復興の進捗は全員に影響を及ぼしているわけではないのです。先ほど宮城県の最後の御報告でいろいろと「被災者にはお困りごとの複合事例があります」というお話がありましたけれども、うまくマクロの施策の恩恵を受けられず、7つの課題が解決できてい

ない被災者に視点を当てて、今度は逆にマクロ政策にまた返していくように循環していかなければ、被災者個人の支援を地元だけにお任せしてはいけないのではないかということが、一つ思ったところでございます。

もう一つ、マクロの支援の中で課題かなと思っているのは、ハード対策も全て完了しているわけではないことが心配かなと思うのです。阪神・淡路大震災は、社会基盤の復旧には3年、まちの復興には5年と言われて、全体の復興期間は10年と言われております。それに比べると、東日本大震災の被災地は、ハード復興の全体が（福島以外にも）岩手、宮城のところでも全部完了していないということであれば、この全体の復興の下支えが遅れているということですので、被災者の皆さんの生活再建もある程度は進まない。なので、年限が来ても一部、福島はもちろんのこと、岩手、宮城でも残って支えていかなければいけない部分があるのではないかということが想定されます。

それから、工事のことがいろいろ長引くことによって、復興事業を請け負っている事業者さんの負担が増え、大分御苦労されているというお話も聞きますので、速やかかつ適切なハード復興の面からも、そのあたりも抜かりなく見守っていく必要があるのではないかとお聞きいたしました。

#### ○伊藤委員長

どうもありがとうございました。

次、どなたでもどうぞ。

秋池さん。

#### ○秋池委員長代理

3点ございます。

今、田村先生の御意見にもあったところですが、今までハードを立て直すということを中心に行われてきたものが、だんだんソフトな面に移ってきたということ、この数年間で、この委員会での議論も含めて実感しておるところなのですが、そうはいってもまだハード面というの残っているところがございます。

参考資料の5ページを拝見いたしますと、仮設住宅にまだ約2万人がお住まいでいらっしゃるということがございますが、それぞれの理由や御事情を把握して、なるべく早く普通の暮らしに戻っていただけるようにということを考えてところが一つでございます。

2点目、3点目は、先ほど御報告がありました視察をさせていただいて感じたところなのですが、私は宮城県に伺いました。先ほど中田俊彦先生から御紹介のあったところ、白根委員とも一緒に伺ったのですが、色々見学させていただき、よい事例を復興庁が展開していくことがとても大切だと思いました。使える予算の額は限りがあるわけですが、その中でよりよい使い方というものを紹介していくのも復興庁の役割だと思えます。

例えば、宮城県の志津川で漁協のお話を伺ったのですけれども、権利の調整はどの世界においても非常に難しいことなのですが、こちらはそのリーダーシップをとる方がいらっしやって、跡継ぎがいる人に多目に配分しようということで、それぞれが持っている漁業権を一度集めて、跡継ぎがいる人に多目に配分するというをやったということで、非常に感心いたしまして、ほかの地域や領域でもなかなか動かないところが、このような前例があると参考になる可能性もあります。これ以外にも漁協に限らずたくさん事例はあると推察しておりますので、そういったことをぜひ展開していただけるとよろしいのではないのでしょうか。

3つ目に、同じく、宮城県の視察をしたときに、NPOのTEDICに門馬さんという代表の方がいらっしやいました。この方は、東京で大学を出て、教職員免許を持って、就職先も決まっていたそうなのですが、自分もちょうど帰っているときに被災して、被災地で避難所にいたときに、親との関係が難しい子どもなどが家庭の中にいるよりもここにいるほうがいいというのを聞いて、何かしなければと思ったということなのです。それで教員になることをやめてこれをやっているということなのです。これは一つの例なのですけれども、このように人を支えている人、人を支援している人が生活や健康を維持して継続的に支援をやり続けられるようにするための支援も、次の段階として考えていく必要があるのではないかということを感じました。それは、このような方々を有名にするというのとは違って、落ち着いてNPOの活動に取り組める環境を作ることかと考えております。

#### ○伊藤委員長

続きまして、どなたからでもどうぞ。

#### ○岩渕委員

岩手県の保副知事から報告がありましたけれども、感じたことをちょっと述べておきます。

田村委員が言ったマクロとミクロの観点について、この間、岩手県の復興委員会の中でも話題になったのですが、行政はインフラについて95%復旧したからもうおおむね完了と説明するのだけれども、被災地の人にしてみれば、1人でもまだ仮設に残っていたら、その人にとっては全然終わってはいないのですよね。さっき言ったマクロとミクロという感じで、全体の行政の中でどこまでやればいいのかということが、非常に難しいところがあるのですけれども、そういう視点は、どこにバランスをとっていくかということは、我々委員会のメンバーもそうだと思うのですが、そこはきちんと担当の復興庁なり各県が考えるべきことかなと思っております。

次の話は、心のケアというのは、震災後3年目ぐらいから学級崩壊という報告も上がってきており、いろいろと事例が出てきています。まだ潜伏期間があるとするれば、それをきちんとケアしなければいけないと思うのですが、その心の問題はすごく程度差があるので



すよね。だから、重い人に対しては医師が対応しなければいけないのですけれども、心理士とか、聞いてあげるだけの傾聴ボランティアでも大分心の問題からの解放は出てくるわけで、心のケア相談者、医師のみで対応するというのではなくて、もっと多様な支援組織があっただけなのかなと思います。ですから、どの程度でどうするか。大学においても、臨床心理士とか心理士の資格等のニーズが高まっておりまして、そういう教育の問題も出てくるわけでありまして。

3つ目が、農産物の放射線の問題がまだありますということで、宮城県からも検査していますと報告されました。しかし、検査していると言った瞬間に、えっ、まだあるのとなってしまうのですよね。ただ、確かに、岩手県も、年間2万5000件ぐらいの農産物、シイタケとか、そういうものを測っているのですが、その基準を超えたものが4点かな。だから、2万分の4点。出たからまだだよねと言うのか、4点しかないと言うのか、どういうふうにこれを表現していくかというのは非常に難しいですね。だから、こういうものを聞いて、宮城県がまだやっていますよ、岩手県もやっています、当然福島県もやっているわけですが、まだなのだという印象をみんなに与えるのか、ほぼ大丈夫だという印象を与えるかということで、風評という問題に絡んでくると。その辺の出し方、数値の出し方はすごく難しいのかなと。どうしたらいいか私も提案を持っていませんけれども、そういうふうなことを考えます。

ちょっと長くなりますが、4点目かな。再生可能エネルギーをいろいろとやっているのですが、岩手県でもいろいろとやっていますけれども、大規模な太陽光発電だと、電力会社は買いませんというところがあって、小売であれば、小さいものはいいのですけれども、大きいものだと買いませんよとか、5年後に向かって、今の買い取り価格がどんどん下がっていきましょよといったときに、今の法律のままで、ある程度限界が来るのではないかと。だから、再生可能エネルギーが原子力に変わっていくといったときに、もっと根本のエネルギー政策を考えていかないと、せつかく新しいエネルギーを使ってみんなで頑張ろうというのに、別のところで限界が来てしまうというところは、政府のエネルギー政策の中できちんと対応しなければいけないのではないかと。

最後ですが、復興祈念公園を各県につくりますということで、陸前高田市の場合はたぶんまだ整備が始まっていないと思うのですが。復興祈念公園は更地の公園ではなくて、建物を建てて、将来の復興の教育を兼ねてやるということなのだけれども、どうもピッチが合っていないということですね。更地にして、植樹をして公園ですよとしたときに、そこにどうやって客を呼ぶかとか、どんな企画展示を行うかなど、ミュージアム運営的な点をきちんと一緒に決めていかないとアンバランスかなと。そのコンテンツはどうするのかというのは、また岩手県だと遅れているように感じています。なかなか詰まっていないう話もあって、だから、そろそろそういうところもきちんと整理していただければということが、私から意見です。

○伊藤委員長

どうぞ、松本委員。

○松本委員

先日、福島県庁で内堀知事をお訪ねする機会がございまして、その後、県庁の幹部職員の方々のお話を伺ったりもいたしまして、今日御説明のあった福島の光と影といいたうか、そういった話も伺ったのですが、県庁の幹部の方がおっしゃったことの中に、風評払拭と風化は裏腹であるというお話がございまして、非常に重い話だなと感じました。

これは裏腹ですから分けて考えることが難しいわけですが、しかし、あえて分けて考えてみると、風化のことに関しては、我々がこうして議論をしながら、復興庁の皆さん方が執行されてきた復興行政全体、また、防災や減災に対する様々な取組を、特に今年、皆が感じた気候変動による大きな影響、自然災害の脅威、そういったものの中でどういふふうに生かしていくのか。これは前からこの委員会では何度も議論になったことだと思っておりますが、より震災学習とか、震災教育、先ほど岩渕委員もおっしゃっておられましたけれども、これを具体化していく。子どもたちが大人になる前に、教育のカリキュラムの中に織り込んでいく。そういった活動を広げていくことで、風化の問題に歯どめをかけていくことは非常に重要なのではないかと。

もう一つ、風評払拭のほうなのですが、私は福島県なども含めまして東北に人を呼び込んでくる仕事に携わっていますが、その立場でいいますと、風評払拭は福島も含めて大分進んできたという実感がございまして。しかしながら、一部といいたうしょうか、外国人に關しましては、これはまだまだ厳しい闘いが続いているなとも感じているところでございまして。例えば、震災前は福島には非常に多くの韓国人のゴルファーがゴルフをしに来ていたが、現状、ほとんど戻ってきておりません。これは、いろいろな理由はもちろんあると思いたうのですが、その中で我々に何かできることがあるかといいたうと、例の水産品の輸入規制の問題がございまして。韓国だけではありませなし、対象地も福島だけに限りませなしが、福島やその周辺の県の水産品の輸入が韓国などでは禁止されている状況が続いていると理解しております。これは国がより力強く動いていくことによつて解決できることなのではないかと。そういったことは、根深い福島に対する一種の忌避感につながつてしまっていることは事実ですので、そういったところは今後もまだやれる余地のある点なのではないかといたうところで強調させていただきたいと思いたうます。

以上です。

○伊藤委員長

どうぞ。

○菊池委員

日本は、今、極度の少子化に直面していると思いますけれども、郡山市でも、毎年約2%ずつ子どもの人口が減っているという現状があります。あと10年たてば2割減るといった中で、私が日ごろ仕事をしている中で感じていることを2つお話しさせていただきたいと思います。

1つは、震災のときに被災した子どもたちの健康面での影響ということで、例えば、肥満のお子さんが増えたとか、体力、運動能力が落ちたお子さんが増えたという話は皆さんも御存じだと思いますが、7年、8年たちまして、その数字が少しずつは改善していますが、まだ震災の前の水準には戻っていないという現状があります。一度子どもたちにとっての生活習慣が変わったままそれが定着してしまって、どうも最近見ているとこれでいいかなという風潮も見られるという印象を持っています。

また、不登校のお子さんも最近は話題になっておりますけれども、そういった子どもを紐解いてみると、ある割合のお子さんたちは、震災がきっかけになってそれが続いて不登校になっているお子さんもいて、実際には私たちが支援に当たっています。恐らく家族の分断だったり、地域の分断というものがあって、そういった厳しい状況の中で生きざるを得なかった子どもたち、今、一生懸命、自分自身で闘っているという子たちがいることを忘れてはいけないのかなと思います。

震災後に生まれたお子さんの中でも、最近、落ちつかない子が増えているという保育所等の現場の意見があります。こちらに関しては、原因はよくわかりませんが、恐らく若い保護者の生活が非常に不安定だったり、余裕がないということがあるのかもしれない。

私どもも郡山市と連携していろいろな事業とかをやってきたのですが、震災直後から始まった多くの子ども関係の事業は国の予算を使ってやっている事業がありますが、行政の人は、国の予算、つまり、復興庁が終わった時点でこの事業は終わるだろうみたいなことを最近と言うようになりまして、本当に子どもたちにとって必要なことをどうやって地元の自治体が続けていくか。そういった自走するための支援というか、助言を是非いただければということを感じております。

2点目は、ただいま、浜通り地域にあります富岡町と、会津地方の只見町の政策の中で、子どもを支援するための事業にちょっとかかわらせていただいています。例えば、只見町だと、人口が今は非常に少なくなって、毎年子どもの生まれる数が10人台しかいないという現状があります。富岡町もまだ戻っている子は少ないという現状がありますけれども、そういった中で、子どもの健康とか子どもの成育環境をどうやって守っていくかといった議論をしたときに、それをリードする人材が誰もいないという現状があります。ますます少子化というか、地域が縮小する中で、次世代を担う子どもたちの環境を整えるための人材というか、人を育てたりとか、またはそこに携わる人をどうやって地方が獲得していくかということは非常に大きな問題だと思います。これは福島だけではないと思いますけれども、そういったところも、この東北の復活に関しては絶対的に必要な事柄かなと、日ご

ろ思っています。

以上です。

○伊藤委員長

どうぞ。

○白根委員

白根でございます。現地視察は、今回は宮城県にしか行けませんでした。先ほどお話にもありましたように、NPOの代表である門馬さんが取り組まれている、不登校の子どもたちをケアするという心の問題の御説明を聞いて、根が深いと感じました。昨年の現地調査では、福島県でふたば未来学園を見せてもらいましたけれども、いろいろな取組をしながら、一遍心にふたをした児童たちにもう一回心のふたを開けさせるという取組にもものすごく感動を受けました。いずれにしましても、心の問題やインフラ整備の問題などいろいろと課題はあるわけですが、それはそれでものすごく大事で、時間がかかることだと改めて思いました。

一方、あの子どもたちが、あるいはあの学生たちが、仕事に就くという年代になったときに、どれだけのそういう生業としてやれる場所があるのだろうかということを、その先を考えていかなければいかぬということは改めて強く思っています。先日、世耕経産相が福島県の水素を取り上げて引っ張られていましたけれども、例えば、ああいう形で、東北のものづくりだけではなくて、いろいろな産業、工業も含めて、それをサポートする。エネルギーならエネルギーのサポート、支援という、大がかりなそういう支援が必要なのではないかと思えます。将来を見据えて、今、とにかく避難された方々に戻ってもらうというだけではなくて、もともと東北に縁もゆかりもない人が東北にやってくる、そういう仕組みづくりを構築し、今後とも産業を増やしていかなければいけない。そのためのサポートをまだこの先も国が考える必要があるのではないかと改めて思いました。

以上です。

○伊藤委員長

どうもありがとうございました。

どうぞ、続けてどなたか。

白波瀬委員。

○白波瀬委員

今のお話を聞いていて、現地視察をさせていただいてすごく感じたことがございまして、鶏が先か卵が先かということなのですけれども、心の支援もそういう面は否めません。また、福島の子だからというところと、福島の子のみならず全ての子、というあたりはうま

くバランスをとっていかないと、最初から「福島の子どもたち」の特殊事情がまずありきにすることで発生する問題もあります。最近の子どもたちは、という御指摘もあったのですが、それは子どもたち全体からすると非常に似た傾向かもしれません。そこは、ある意味では、不当には強調したり、特別扱いせずに、福島の子どもたちを見守りたいという気持ちがあります。子どもというのはとても敏感です。また、今回、認定こども園、小学校とかも見せていただいたのですが、本当に木のにおいがしてすばらしいのですが、一方で実際にそこで働く人が不足しているとのこと。子たちの世話をする保育士たちがなかなか帰ってこない現実があり、買い物まで距離があつていざ生活しようとしても生活しづらい、という問題が指摘されました。そうなりますと、まずは生活しやすい環境を先行投資として整えなくてはなりません。受入側をまず整備するか、受入れるだけの人への投資を先にするか、そのタイミングのバランスは本当に難しいなと感じました。

ただ、繰り返しですけれども、大変な経験をした子どもたちが、その経験をずっと背負って人生を重ねていく、という重い事実は決して忘れてはならないと強く感じた次第です。以上です。

○伊藤委員長

どうぞ、中田委員。

○中田俊彦委員

次の時代に対しての考えを申し上げます。

ちょうど北海道の災害を私たちはテレビで観ることができて、逆に、東日本大震災のときに、自分たちはテレビが映らないけれども、東京の方は観ていたのだなという、意外な経験をしました。

わかったのは、私が仙台市内で経験したと全く同じことを札幌市の方が、まさに初めての顔をして経験していると。つまり、復興庁は7年間来て、困った人を助ける。全力を尽くしたけれども、それを他の人たちは自分たちのためには生かしてこなかったということが改めてわかったのです。つまり、携帯の充電、照明がない。全部東日本大震災のときに経験したことなのです。すっかり同じことを全く進化せずに今回また経験しているのは、ショックでした。

ただ、更にわかったのは、札幌市は比較的震源から外れていたもので、非常に冷静な対応ができて、外国人の観光客のケアができなかったことをちゃんと言っている。けれども、あの3.11のとき東北にいた外国人がどうだったかは誰もつかめていないのです。在京米国大使館が英語のメールで、翌日、勾当台公園にバスを仕立てるからそこまで来て乗れというのは、私のところにも情報が入ったのです。同様に在京中国大使館が成田空港に送るバスを仕立てると。ただ、1日期日を早く間違えたので、中国人避難者が仙台市内に数百人

待機することになって、仙台市職員が対応して備蓄食料を渡したとか。それに比べれば、札幌市は進化した。

あと、もう一つ分かったのは、停電で騒がれていますが、東日本大震災の直後から環境省のグリーンニューディール施策で全国の小中学校に無償で太陽電池とバッテリーを提供していました。しかし、札幌の学校の先生たちは、非常時にスイッチ一つで電気をつくことを知らないで、一部はつけたそうですが、ほとんどはそれを使わないで停電を体験したということです。

ですから、違った仕組みのものが地域にあって、それを災害時にどう使うかというマネージメントができていないので、こういう安定した時期に、バーチャルな災害対応の組織をつくって行って、そこが主体で、本来、同じことをやるのです。道路、燃料、全部同じで、それを縦割りで事業者に頼むのではなくて、そろそろ統合的なマネージメント組織をつくっていく必要がある。それに乗かって、それではできない地域のさまざまなパラメータをつけるのに地方自治体が乗かる。さらに、心のケア、弱者の配慮にいろいろな人たちが入ってくる構造的な仕組みが必要なのかと。さもないと、またゼロから全部人々の心を総動員して対応するというのは、さっき言ったように、進化がないのかと改めて思いました。

以上です。

○伊藤委員長

どうぞ、ほかに何か。

まだ少し時間がありますので、もし追加で御発言があるようでしたら。

よろしいでしょうか。

お願いします。

○田村委員

新たな災害が起こった被災地に、岩手県、宮城県、福島県の方たちが支援に逆に入られ、現地で行政の方たちを中心としながら活躍されている様子は、復興が進んだ大きな証、つまり次の被災行政を助けようと思われている姿に感動しましたので、御報告させていただきます。

○伊藤委員長

どうもありがとうございます。

どうぞ。

○中田スウラ委員

今おっしゃったことと重なるのですけれども、被災3県では多分震災復興センター等を

創り活動していると思います。その3県の活動の相互の交流ということと、その経験値を、全国、世界に向けてきちんと発信し共有していくシステムというの、今後、考えていく必要はあるのかと思います。

例えば、福島大学の復興支援センターは、熊本県に震災があったときに出かけて行って、3回か4回、ブースを開いて、例えば、体育館で被災者が集まっているときの運営方法とかを紹介しながら支援したということはあります。そういう経験値をきちんと交流させながら残されていくということは、今後、必要だろうなと思います。

同時に、心のケアの問題もなのですが、将来的にどこでも同様のことが起こる可能性は否定できないので、そのときのシステムづくりは必要だろうなと思います。その中で、臨床心理士等々の力をお借りすることは当面必要なのですが、その方々の人的規模と活躍の費用の限界がもしあるのであれば、当然、心のケアセンターでやっていることではありますが、関係者にその能力の教育に関わる研修等を行って、それがきちんと関係者に拡がり担保されていくということも必要なのではないかと考えております。

以上、補足でございます。

○伊藤委員長

どうもありがとうございました。

ほかによろしいですか。

それでは、一渡り御意見をいただいたということで、御発言はここまでとさせていただきます。

今日も様々な貴重な御意見をいただきましたので、復興庁におきましては、これらの意見をよく踏まえまして復興に取り組んでいただきたいと思います。

それから、国会報告については、この後、各方面への事前説明で了解を得た上で国会へ報告するという段取りになっております。本報告の最終版につきましては、確定次第、事務局より皆様に送付することにしたと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、本日の議論を踏まえて渡辺大臣から御発言をお願いしますが、ここで報道関係者が入りますので、しばらくお待ちいただきたいと思います。

(報道関係者入室)

○伊藤委員長

それでは、ただいまの本日の議論を踏まえまして、渡辺大臣から御発言をお願いしたいと思います。

よろしくお願ひします。

○渡辺復興大臣

本日は、委員の方々から3県の現地調査について御報告をいただきました。岩手県や宮城県に関しては、インフラ整備の進捗状況、心のケアや不登校児等に関する被災者支援、水産物や水産加工品の販路回復状況等について、所感を含めて御報告をいただきました。また、福島県については、福島イノベーション・コースト構想の進捗状況、被災者の心のケア、東京電力福島第一原発事故の被災地における生活環境や直面する課題について、それぞれ所感を含めた御報告をしていただきました。いずれも今後の復興にとって大変重要なものであり、改めて感謝を申し上げる次第でございます。

また、「東日本大震災からの復興の状況に係る報告」等について、様々な貴重な御意見を賜り、心から感謝申し上げます。委員の皆様方の御意見を踏まえた上で、今月中には国会へ報告を行いたいと考えております。

大臣就任後、3県の知事、市町村長に加え、被災者の方々からもお話をお伺いするとともに、商店街やまちづくりの様子を視察してまいりました。その所感を申し上げますと、まちのにぎわいが始めているところもあるなど復興が着実に進んでいる一方、避難指示が継続されている地域もあるなど、復興の進捗度合いに地域差があると感じました。また、被災者の心のケアやコミュニティの形成、子育て世代の帰還環境整備、産業・生業の再生など、それぞれの地域に応じたきめ細かい対応が必要であると実感したところであります。

これらを踏まえ、2020年度末までの復興・創生期間の間に、できることは全てやり遂げるという気概を持ち、被災地の復興に全力で取り組んでまいります。原子力災害被災地域の復興・再生には、中長期的な対応が必要であります。復興・創生期間後も、国が前面に立って取り組んでいく必要があると考えております。

今年度内に、「『復興・創生期間』における東日本大震災からの復興の基本方針」の見直しを行うこととされております。2020年度を期限とする復興・創生期間後の復興の進め方については、県や被災市町村から御要望・御協力をいただきながら、復興政策の進捗状況、復興・創生期間後に対応が必要な課題を、年内を目途に整理した上で、「『復興・創生期間』における東日本大震災からの復興の基本方針」の見直しの際に、一定の方向性を示していきたいと考えております。従いまして、今後、「『復興・創生期間』における東日本大震災からの復興の基本方針」の見直しに当たっては、委員の皆様方の御意見を伺いつつ検討を進めてまいります。

引き続き現場主義の下、これからも現地に足を運び、様々な方々と意見交換を行い、地元の課題や要望をしっかりと受けとめ、被災者に寄り添いながら、一日も早い復興に向け、全力で取り組んでまいります。

委員の皆様方におかれましては、引き続き、復興庁の取組に対する御指導・御支援をよろしくお願い申し上げます。私からの挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

○伊藤委員長



どうもありがとうございました。

それでは、報道関係者の方は御退席をお願いいたします。

(報道関係者退室)

○伊藤委員長

それでは、これで本日の委員会を終了したいと思います。

この後、本日の委員会の概要につきましては、私からブリーフィングを行います。

また、議事要旨を速やかに公表したいと考えております。

議事録につきましても、これまでと同様に、1か月を目途に作成の上、公表いたしますので、委員の皆様におかれましては、内容の確認に御協力をお願いしたいと思います。

以上をもちまして、第27回復興推進委員会を終了いたします。

本日は、どうもありがとうございました。